SC

令和３年度　秋期
情報処理安全確保支援士試験
午後Ⅱ　問題

試験時間	14:30 ～ 16:30（2時間）

注意事項

1. 試験開始及び終了は，監督員の時計が基準です。監督員の指示に従ってください。
2. 試験開始の合図があるまで，問題冊子を開いて中を見てはいけません。
3. **答案用紙への受験番号などの記入は，試験開始の合図があってから始めてください。**
4. 問題は，次の表に従って解答してください。

問題番号	問１，問２
選択方法	１問選択

5. 答案用紙の記入に当たっては，次の指示に従ってください。
   (1) B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
   (2) **受験番号欄**に**受験番号**を，**生年月日欄**に**受験票の生年月日**を記入してください。正しく記入されていない場合は，採点されないことがあります。生年月日欄については，受験票の生年月日を訂正した場合でも，訂正前の生年月日を記入してください。
   (3) **選択した問題**については，次の例に従って，**選択欄**の**問題番号**を○印で囲んでください。○印がない場合は，採点されません。2問とも○印で囲んだ場合は，はじめの1問について採点します。

〔問２を選択した場合の例〕

選択欄	
１問選択	問１
	（問２）

   (4) 解答は，問題番号ごとに指定された枠内に記入してください。
   (5) 解答は，丁寧な字ではっきりと書いてください。読みにくい場合は，減点の対象になります。

注意事項は問題冊子の裏表紙に続きます。
こちら側から裏返して，必ず読んでください。

問1　協力会社とのファイルの受渡しに関する次の記述を読んで，設問1～5に答えよ。

U社は，従業員10,000名の半導体製造業であり，国内に工場を置いている。U社では，幾つかの工程を国内の40社の協力会社に委託しており，生産計画や設計書類のファイルを協力会社との間で受け渡す必要がある。ファイルの受渡し件数は，協力会社によって異なるが，1日当たり1件から10件である。U社では，生産管理課が協力会社とのファイルの受渡しを担当している。ファイルの受渡しには，Webベースのファイル交換システム（以下，Dシステムという）を使用している。Dシステムは，HTTPサーバ及びU社が開発したWebアプリケーションプログラム（以下，Uアプリという）から成る。Dシステムでは受発注に関するファイルは取り扱っていない。

図1は，Dシステムに関係する機器の全体構成である。

図1　Dシステムに関係する機器の全体構成

U社の生産管理課及び協力会社に設置したファイル受渡し用PCからDシステムまでのアクセスは，HTTPSで行われている。U社ネットワーク内からDシステムにアクセスできる端末は，FWの設定によって，生産管理課に設置したファイル受渡し用PCだけに制限している。

Dシステムのアカウントは，協力会社の拠点ごとに一つ，U社が発行している。Dシステムの利用者認証は，利用者IDとパスワードによって行われている。

〔セキュリティインシデントの発生〕

ある日，Dシステムのトップページが改ざんされるというセキュリティインシデントが発生した。調査したところ，HTTPサーバの既知の脆弱性を悪用した攻撃によって改ざんされたと分かり，脆弱性修正プログラムの適用などをしてから復旧した。

セキュリティインシデントの調査の過程で，HTTPサーバのアクセスログから，協力会社P社に発行したアカウントを用いて海外のIPアドレスからアクセスした履歴が見つかった。このアクセスは，Dシステムの利用規約や法令に違反しているおそれがあるので，P社に問い合わせたところ，P社の従業員の1人が海外出張先からアクセスしていたことが分かった。

Dシステムの利用規約では，ファイル受渡し用PCには，各協力会社の社内への設置，並びに盗難対策，マルウェア対策及びファイルの不正持出し対策を求めている。また，Dシステムには，ファイル受渡し用PCからだけアクセスすることを求めている。しかし，U社ではいずれの遵守状況も確認していなかった。

こういった利用規約違反への対策として，海外からのアクセスをFWで禁止した。さらに，協力会社以外からのアクセスを検知するために，SIEM（Security Information and Event Management）を導入した。

〔Dシステムの脆弱性診断〕

U社は，ほかにもDシステムに対策が必要な脆弱性がないかどうかを確認するために，脆弱性診断をセキュリティ専門会社であるN社に依頼した。

診断の結果，クロスサイトスクリプティング（以下，XSSという）脆弱性などが発見された。XSS脆弱性が発見された箇所を，図2に示す。

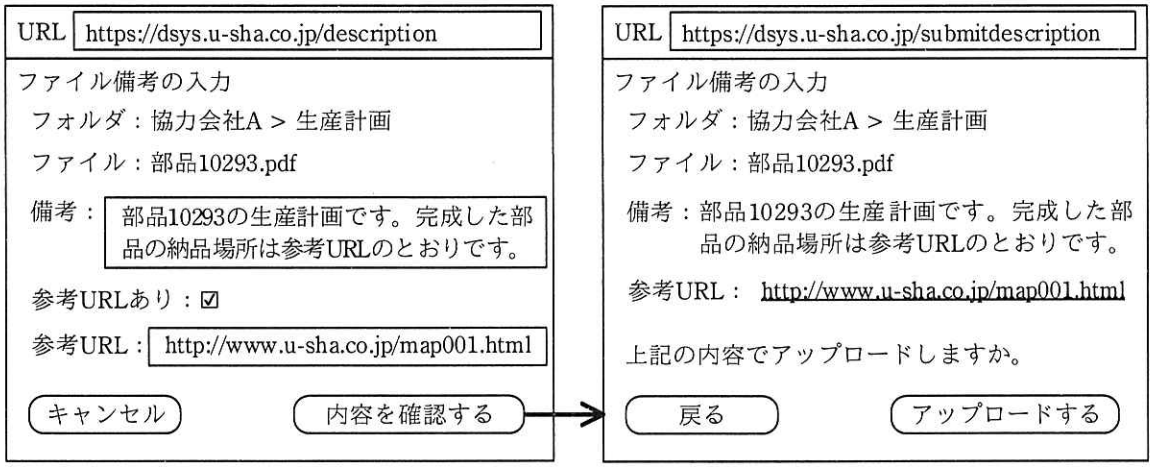

画面A　備考などの入力画面　　画面B　入力後に遷移する確認画面

注記 1　矢印は画面 A の入力欄に適切な値を入力してボタンがクリックされたときの遷移を示す。
注記 2　画面 B の下線は，リンクであることを示している。

図 2　XSS 脆弱性が発見された箇所

N 社の，XSS 脆弱性についての報告を図 3 に示す。

(1) XSS 脆弱性の診断は，URL を Web ブラウザのアドレスバーに入力し，HTTP レスポンス及び表示される画面の内容を確認することによって行った。
(2) まず，図 2 の画面 A と画面 B の診断のために，診断用 URL1 と診断用 URL2 の二つを入力した。診断用 URL1 を図 4，診断用 URL1 を入力した時に得られたサーバからの HTTP レスポンスのボディ部を図 5，診断用 URL2 を図 6，診断用 URL2 を入力した時に得られたサーバからの HTTP レスポンスのボディ部を図 7 に示す。
(3) 図 5 から，description パラメタの値を画面 B の備考に出力する際には，エスケープ処理が正しく行われており，XSS 脆弱性は認められない。
(4) 診断用 URL2 を入力した時に表示された画面 B 上で，参考 URL のリンクをクリックすると，“XSS!” という内容のダイアログボックスが表示された。
(5) 上記(4)と，図 7 から，refURL パラメタの値を画面 B の参考 URL のリンクとして出力する際の処理に問題があり，XSS 脆弱性が存在すると認められる。
(6) 上記(5)で示した脆弱性の原因は，refURL パラメタの出力部において，プログラミングに関する次の二つの誤りのうちのどちらかによるものと想定される。
　- XSS を防ぐための処理を一切していない。
　- XSS を防ぐための基本的な処理はしているが，HTML タグの属性値の出力時に必要な処理が行われていない。
(7) 次に，いずれの誤りなのかを調べるために，図 8 に示す診断用 URL3 を入力した。その時に得られたサーバからの HTTP レスポンスのボディ部が図 9 である。

図 3　XSS 脆弱性の報告（抜粋）

```
https://dsys.u-sha.co.jp/submitdescription?fileID=001023&description=<script>alert('XSS!')</script>&checkbox=on&refURL=http%3A%2F%2Fwww.u-sha.co.jp/
```

図 4　診断用 URL1

```
（省略）
備考：[ a ] script [ b ] alert('XSS!') [ a ] /script [ b ] <br>
（省略）
参考 URL：<a href="http://www.u-sha.co.jp/">http://www.u-sha.co.jp/</a>
（省略）
```

図 5　診断用 URL1 を入力した時の HTTP レスポンスのボディ部

```
https://dsys.u-sha.co.jp/submitdescription?fileID=001023&description=test2&checkbox=on&refURL=[ c ]
```

図 6　診断用 URL2

```
（省略）
備考：test2<br>
（省略）
参考 URL：<a href="[ c ]">[ c ]</a>
（省略）
```

図 7　診断用 URL2 を入力した時の HTTP レスポンスのボディ部

```
https://dsys.u-sha.co.jp/submitdescription?fileID=001023&description=test3&checkbox=on&refURL="%20onmouseover=alert('XSS!')%20foo="
```

図 8　診断用 URL3

```
（省略）
備考：test3<br>
（省略）
参考 URL：<a href="&quot; onmouseover=alert('XSS!') foo=&quot;">&quot;
onmouseover=alert('XSS!') foo=&quot;</a>
（省略）
```

図 9　診断用 URL3 を入力した時の HTTP レスポンスのボディ部

〔D システムの脆弱性対策〕

XSS 脆弱性の報告を受けた U 社は，N 社の支援を受けて，D システムの XSS 脆弱性対策を進めることにした。支援を担当した情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）である R 氏は，二つの対策を提案した。

一つ目の対策は，①図 3 で特定された XSS 脆弱性を解消するための U アプリの改修である。

二つ目の対策は，“Content-Security-Policy: script-src 'self';”というヘッダフィールドを，HTTP レスポンスのヘッダに追加することによって，Web ブラウザに対して②指定したスクリプトファイルの実行だけを許可するというものである。この対策は，一つ目の対策に比べて短期間で実施可能であるが，D システムが用いている正規のスクリプトが意図したとおりに動作するように，③実行が制限されてしまうスクリプトの有無を確認し，もしあれば，当該箇所の呼出し方法を変更する必要がある。

一部の古い Web ブラウザは Content-Security-Policy に対応していないので，万全の対策のためには，二つの対策を両方実施することが必要である。

U 社は，R 氏の提案どおり，Content-Security-Policy を速やかに追加するとともに，U アプリの改修計画の策定を開始した。

〔D システムの SaaS への移行の検討〕

U 社の情報システム部の Y さんが U アプリの改修を計画していたところ，将来にわたり U 社で U アプリのメンテナンスを続けるよりも SaaS に移行する方が機能面でもセキュリティ対策の面でもよいのではないかという意見が出た。

そこで，Y さんは，U アプリのメンテナンス継続と SaaS への移行のメリットとデメリットを比較した。比較の結果，表 1 に概要を示す G 社提供の SaaS（以下，G サービスという）に移行する方が，U アプリのメンテナンスを継続するよりもメリットが多そうなので，更に詳細に検討することにした。

表1　Gサービスの概要

項目	内容
基本機能	・利用者は，Web ブラウザでアクセスする。 ・G サービス上のストレージにファイルをアップロードしたり，ローカルのストレージにダウンロードしたりできる。 ・アップロードしたファイルは，複数階層にわたるフォルダで管理される。利用者は，アクセス権に従ってフォルダを作成することができる。
アクセス権	・ファイル及びフォルダに対して，利用者ごとにアクセス権を設定できる。
契約に伴う制限	・契約で定められた容量が割り当てられる。 ・ほかの契約者に割り当てられた領域には，アクセスできない。 ・契約では発行できるアカウント数の上限が定められている。

Y さんは，G サービスへの移行について，D システムの利用規約の継続を前提として，次の項目を検討することにした。

項目 1：必要なセキュリティ対策の G サービスでの実現可否

項目 2：SIEM との連携

〔項目 1 の検討〕

Y さんは，項目 1 について検討した。表 2 は，その検討結果である。

表2　項目1の検討結果

必要なセキュリティ対策	Gサービスでの実現可否
協力会社以外からのアクセス禁止	G サービスで，送信元 IP アドレスの制限を行うことができないので否
Web アプリケーションプログラムの脆弱性への対応	G 社が実施するので可
サーバ OS 及び HTTP サーバへの脆弱性修正プログラムの適用	G 社が実施するので可
ファイルを G サービス上のストレージに保存するときの暗号化	Gサービスの機能として，自動的に暗号化され，暗号鍵はG社が管理するので可
ファイルの完全削除	ファイルを削除しても，Gサービス上のストレージに情報が残る可能性があるので否
災害時の業務継続	ファイルや管理情報が，日本国内とF国の両方のデータセンタに保存されており，片方が災害に遭ってもデータの消失とサービスの停止を防ぐことができるので可

次は，検討結果に関するYさんとU社のCSIRTリーダであるTさんの会話である。

Yさん：表2のとおり，セキュリティ対策の大部分はGサービスで実現できますが，Gサービスが信頼できるかどうかの見極めが必要です。

Tさん：そのとおりだね。例えば，クラウドサービスのための［ d ］の実践の規範であるISO/IEC 27017に基づく認証や，Dシステムとは直接関係がないが，パブリッククラウドにおける［ e ］の実践の規範であるISO/IEC 27018に基づく認証を取得しているサービスであれば信頼してよいのではないかな。

Yさん：Gサービスは，ISO/IEC 27017に基づく認証を取得しているので，信頼できそうですね。

Tさん：そうだね。ところで，F国では安全保障上の要請があれば，F国内に保存されているデータを，F国政府に強制的に提出させる国内法が存在する。④Gサービスを経由して協力会社との間で受け渡すファイルの内容を保護するという観点で，どのような措置が当社として取り得るか，考えてほしい。

Yさん：分かりました。

〔項目2の検討〕

現行のDシステムでは，協力会社以外からのアクセスを検知するためにSIEMを利用しているが，GサービスではSIEMの機能は提供していない。Yさんが調査した結果，Gサービスに移行した場合でも，GサービスのAPIを利用すれば，表3に示すログをU社のSIEMへ取り込めることが分かった。

表3　提供しているログ

対象	実行された操作
アカウント	ログイン，ログアウト，作成，削除，権限変更
フォルダ	作成，削除，名称変更，アクセス権変更
ファイル	ダウンロード，アップロード，削除，名称変更，アクセス権変更

ログには，操作対象，実行された操作とともに，日付，時刻，実行した利用者ID，アクセス元IPアドレス，及び結果（成功又は失敗）が記録される。

続いて，Yさんは，Gサービスが提供している，利用者IDとパスワードによる認証を利用した場合に，SIEMを利用してログから不正アクセスが検知できるかどうか

を検討した。表4は，Yさんが考えた，ログから不正アクセスを検知する方法である。

表4　ログから不正アクセスを検知する方法（抜粋）

項番	不正アクセスの方法	検知の方法
1	利用者 ID を固定して，パスワードを総当たりする。	一定時間当たりの［　f　］の回数がしきい値を超えたら，不正アクセスとして検知する。
2	少数のパスワードについて，利用者 ID を総当たりする。	一定時間当たりの同一 IP アドレスからの異なる利用者 ID によるログイン失敗の回数がしきい値を超えたら，不正アクセスとして検知する。

表4を確認したTさんは，いずれの不正アクセスもゆっくりと実行された場合には見逃すことがあることと，項番2については，⑤ほかの場合にも見逃すことがあることを指摘した。さらに，不正アクセスを防ぐには，多要素認証を採用する方がよいことと，多要素認証は，Gサービス単独では実現できないが，IDaaS との連携で実現できることを説明した。

〔IDaaS との連携による多要素認証の実現方式の検討〕

Y さんは，IDaaS との連携による多要素認証の実現方式の検討を開始した。幾つかの IDaaS を検討した結果，国内の互いに地理的に離れた複数のデータセンタで運用されている K サービスとの連携による実現が最適であると考えた。K サービスでは，様々な認証方式を選択できるが，Y さんは，G サービスを利用した新たなファイル交換システム（以下，E システムという）には，FIDO 認証が最もふさわしいと考え，FIDO 認証器として何を選択するべきか，検討を開始した。まず，K サービスで利用できる FIDO 認証器の仕組みについて調査し，表5にまとめた。

表 5　FIDO 認証器の仕組み

認証器	Web ブラウザとの通信方法	認証器使用時の利用者確認（User Verification）	複数利用者による認証器の共用	組合せ [1)]
スマートフォン	Bluetooth 経由	スマートフォンに組み込まれた生体認証装置による生体認証	できない	限定されない
USB 接続外部認証器	USB ポート経由	なし	できない	限定されない
OS 内蔵の生体認証機能	OS 内部処理	OS に内蔵された生体認証機能による生体認証	OS の利用者 ID 間で可能	限定される

注 [1)]　K サービスにアクセスする PC と，認証器の組合せ

認証器としてスマートフォンを利用した場合の利用者認証の流れは図 10 のとおりであった。

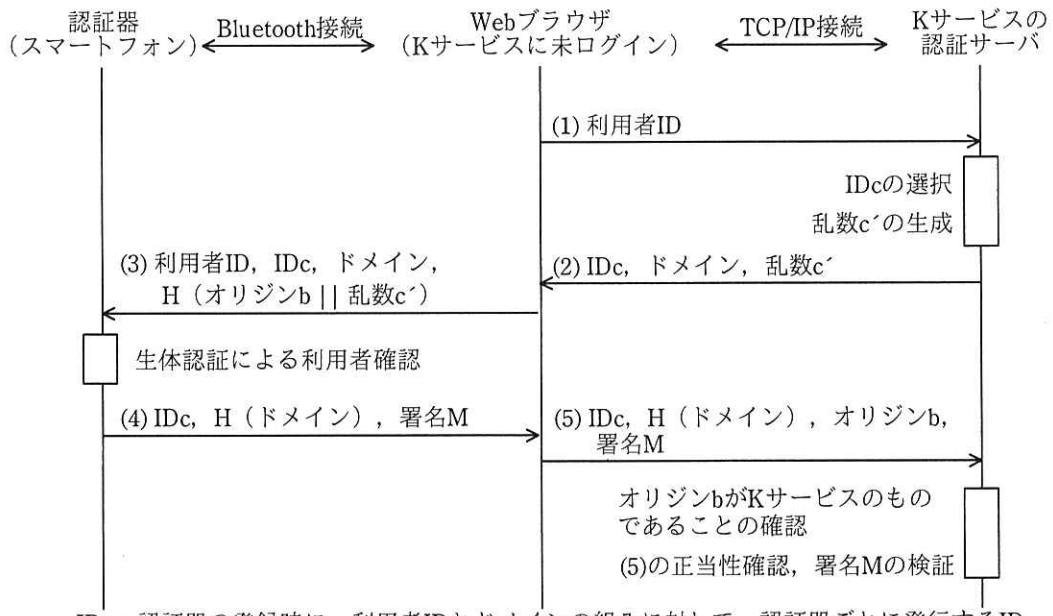

IDc：認証器の登録時に，利用者IDとドメインの組みに対して，認証器ごとに発行するID
H（A）：Aのハッシュ値
A || B：AとBを連結
オリジンb：Webブラウザがアクセスしているwebサイトのオリジン
署名M：H（ドメイン），H（オリジンb || 乱数c´）に対するディジタル署名

図 10　利用者認証の流れ

Y さんは，図 10 中の(3)～(5)のメッセージの生成にオリジン b が使われていることについて T さんにその目的を尋ねた。T さんは，攻撃者が，［　g　］するための

特別なサーバをインターネット上に用意し，何らかの方法で被害者をそのサーバに誘導し，認証情報を不正に入手して悪用するという攻撃を防御するためだと答えた。

続いて Y さんは，E システムにおいて，それぞれの認証器を使用した場合を想定し，認証器の取扱いを表6に，運用上のリスクと対策を表7にまとめた。

表6　認証器の取扱い

認証器	K サービスにおける取扱い	E システムにおける認証器の所有者	E システムにおける認証器の配布方法
スマートフォン	供給せず，要件を提示している。	各協力会社又は利用者個人	協力会社によって異なる。
USB 接続外部認証器	専用機器を契約者だけに販売している。	U 社の一括購入となるので，U 社	U 社から必要個数を各協力会社に配布する。
OS 内蔵の生体認証機能	供給せず，要件を提示している。	各協力会社	ファイル受渡し用 PC が認証器を兼ねるので，認証器の別途配布は不要である。

表7　運用上のリスクと対策（抜粋）

認証器	認証器の紛失・盗難時のリスクと対策	退職時のリスクと対策 1)
スマートフォン	認証器の使用時に［ h ］が必要なので，不正利用される可能性は低い。	退職者による不正なアクセスを防ぐために，個人所有のスマートフォンを利用していた場合も想定して，退職時又は退職後直ちに，［ i ］では，［ j ］する必要がある。
USB 接続外部認証器	第三者による不正利用を防ぐために，直ちに［ k ］する必要がある。	（省略）
OS 内蔵の生体認証機能	認証器の使用時に［ h ］が必要なので，不正利用される可能性は低い。	休眠アカウントを悪用した不正アクセスを防ぐために，ファイル受渡し用 PC にログインするためのアカウントを忘れずに削除する必要がある。

注 1)　E システムの利用者だった従業員が退職した場合のリスクと対策

Yさんは，各認証器を比較し，次のようにまとめた。

・Kサービスのアカウントに対して認証器を登録する際は，いずれの認証器でも，不正がないように確認する必要があり，登録について大きな差はない。

・USB接続外部認証器は，紛失・盗難に備えた体制を整えるのが難しいので，採用しない。

・スマートフォン及びOS内蔵の生体認証機能は，認証器として大きな差はないが，⑥Dシステムで要求されていたセキュリティ要件を技術的に実現できるので，OS内蔵の生体認証機能の方が望ましい。

上記からYさんは認証器としてOS内蔵の生体認証機能を採用することにした。

その後，Yさんは検討を続け，DシステムをEシステムに移行する案をまとめた。U社では，その案を承認し，Eシステムへの移行を開始した。

設問1　〔Dシステムの脆弱性診断〕について，(1)，(2)に答えよ。

(1)　図5中の［ a ］，［ b ］に入れる適切な文字列を，それぞれ4字で答えよ。

(2)　図6中及び図7中の［ c ］に入れる適切な文字列を，解答群の中から選び，記号で答えよ。

解答群

ア　onmouseover=alert('XSS!')

イ　"><script>alert('XSS!')</script>

ウ　http:<script>alert('XSS!')</script>

エ　javascript:alert('XSS!')

設問2　〔Dシステムの脆弱性対策〕について，(1)～(3)に答えよ。

(1)　本文中の下線①について，改修方法を45字以内で具体的に述べよ。

(2)　本文中の下線②について，実行が許可されるのはどのようなスクリプトファイルか。40字以内で述べよ。

(3)　本文中の下線③について，実行が制限されてしまうのはどのようなスクリ

プトか。30 字以内で述べよ。また，変更後の呼出し方法を 50 字以内で具体的に述べよ。

設問３　〔項目１の検討〕について，(1)，(2)に答えよ。

(1)　本文中の［　d　］，［　e　］に入れる適切な字句を，解答群の中から選び，記号で答えよ。

解答群

ア　個人情報保護　　イ　システム監査

ウ　情報セキュリティ管理策　　エ　審査及び認証

(2)　本文中の下線④について，取り得る措置を 40 字以内で述べよ。

設問４　〔項目２の検討〕について，(1)，(2)に答えよ。

(1)　表４中の［　f　］に入れる適切な内容を 20 字以内で答えよ。

(2)　本文中の下線⑤について，ほかの場合とはどのような場合か。40 字以内で述べよ。

設問５　〔IDaaS との連携による多要素認証の実現方式の検討〕について，(1)～(3)に答えよ。

(1)　本文中の［　g　］に入れる適切な内容を，20 字以内で具体的に答えよ。

(2)　表７中の［　h　］～［　k　］に入れる，適切な内容を，それぞれ 10 字以内で答えよ。

(3)　本文中の下線⑥のように考えた理由は何か。50 字以内で述べよ。

問2　マルウェア感染への対処に関する次の記述を読んで，設問1～4に答えよ。

A社は，従業員8,000名の化学素材会社であり，首都圏に本社，地方には六つの支社がある。素材の研究開発に関して古くから産学官連携をリードしてきた。A社は，VPNサーバ及び基幹システムを，ハウジング契約を結んでいるデータセンタ（以下，DCという）内に設置している。A社の電子メール（以下，メールという）は以前，基幹システム内に設置していたメールサーバを利用していたが，現在はクラウド上のWebメールサービス（以下，Bサービスという）を利用している。Bサービスへの移行に伴う通信量の増加によって，DCにある統合脅威管理（以下，UTMという）の処理能力は，ひっ迫している。従業員は，会社から貸与されたPC（以下，業務PCという）を業務に必要なWebアクセスやメール送受信などに利用する。

本社では，働き方の多様性を確保するためにテレワークを推進してきた。テレワークでは，従業員が業務PCを自宅に持ち帰り，自宅のネットワークからVPNサーバを介して，基幹システムや利用者LANにあるリソースにアクセスできる。テレワークでは，Bサービスなどのインターネットへの接続においても，同様にVPNサーバを介する。

図1にA社のネットワーク構成を，表1にその構成要素の説明を示す。

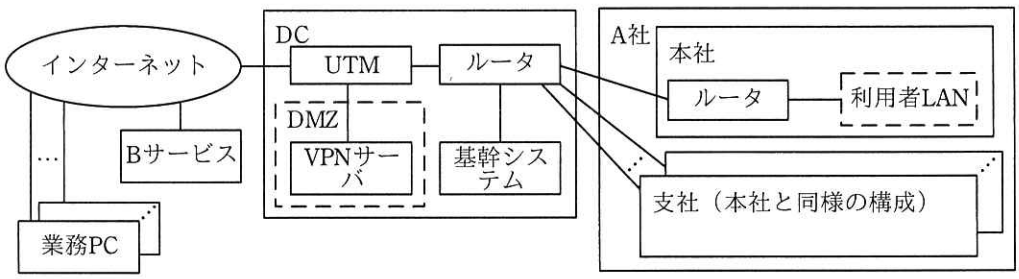

図1　A社のネットワーク構成（概要）

表1　構成要素の説明（概要）

構成要素	説明
基幹システム	共有ファイルサーバ，人事システム，経理システムなどから構成されている。
VPN サーバ	従業員がテレワークに利用する。業務 PC の VPN クライアントソフトウェアを起動すると，VPN サーバとの間に IPsec による通信路が確立する。VPN サーバへの接続の際に 2 要素認証を行う。
UTM	インターネットとの接続境界に設置され，グローバル IP アドレスをもつ。次の機能を備えており，そのうちファイアウォール（以下，FW という）機能と IDS 機能を有効にしている。 FW 機能：ステートフルパケットインスペクション型であり，送信元 IP アドレス，送信元ポート，宛先 IP アドレス，宛先ポートを指定して通信をフィルタリングできる。通信のログを取得する。 IDS 機能：全てのインバウンド通信をチェックし，不審な通信を検知した場合は，システム管理者に通知する。 DNS シンクホール機能：DNS クエリをチェックし，危険リストに登録されている FQDN の場合は，正規の名前解決を行わずに A 社があらかじめ用意した IP アドレスを応答する。危険リストは，日次で自動更新される。
利用者 LAN	従業員の業務 PC やネットワークプリンタといった OA 機器が設置されている。部ごとにセグメントを分けているが，本社と支社間も含めてセグメント間でアクセス制限はしていない。
B サービス	従業員ごとに払い出されたメールアドレス及びパスワードを入力すると利用できる。アクセス制限機能によって，アクセス元 IP アドレスが UTM のグローバル IP アドレスの場合だけアクセスが許可される。

〔社外との情報共有〕

A 社の研究部は，素材研究とその実用化に関する情報を共有する“化学研究開発コンソーシアム”という団体（以下，化学コンという）を運営している。化学コンには，研究機関や大学，企業など 40 組織が会員として加盟している。化学コンでは，月に 1 回，対面形式の連絡会議が開催され，会員の上位役職者が参加している。連絡会議では，研究開発における機密性の高い議事も扱われる。開催案内などの機密性のあまり高くない情報の共有はメールで行われるが，重要な情報は情報連携システムと呼ばれる SSH を用いたシステムで共有されている。

会員は，情報連携システム用の連携端末を設置する必要がある。化学コンは，会員に図 2 に示す連携端末設置ガイドライン（以下，ガイドラインという）を提示し，遵守を求めている。

1. 連携端末を設置し，別途定める要件を満たす機器，ソフトウェアを導入し，別途定める運用を行うこと
2. 連携端末からインターネットにアクセスするときのグローバルIPアドレスを化学コンに伝えること
3. 共有した秘密情報は，別途定める秘密情報管理規程に従って管理すること
4. 連携端末に関して，セキュリティインシデント（以下，インシデントという）が発生した場合は，化学コンと協力して解決すること

図2　ガイドライン（抜粋）

情報連携システムの構成を図 3 に，情報連携の手順と会員間で共有するファイルを格納する連携サーバの運用を図 4 に示す。

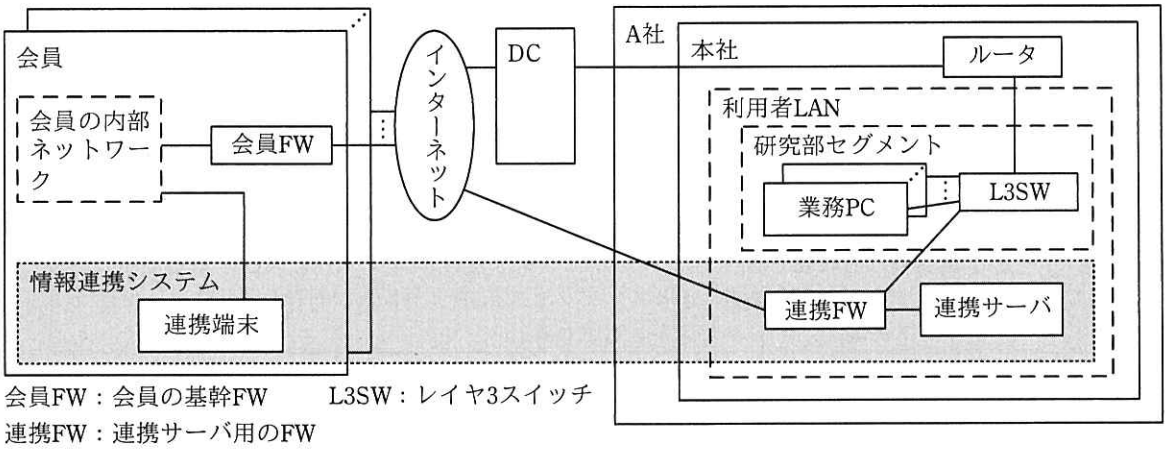

図3　情報連携システムの構成

[情報連携の手順]
・A 社の担当者は，共有したいファイルを連携サーバの共有フォルダに置く。連携サーバの共有フォルダは研究部セグメントの業務 PC から認証なしでアクセス可能になっている。
・連携サーバ及び連携端末には，SSH アプリケーションプログラムが導入されている。3 時間に一度，自動的に連携端末から連携サーバに SSH 通信を行い，認証に成功すると連携サーバの共有フォルダにあるファイルを，連携端末の所定フォルダにコピーする。
・会員の担当者は，随時，所定フォルダにあるファイルを連携端末上で閲覧する。
[連携サーバの運用]
・連携サーバは SSH による連携端末へのファイルのコピーが行われるとログファイルにログを出力する。ログファイルは日付を示す 8 桁の数字のファイル名で毎日生成され，60 日間保存される。61 日以前に生成されたログファイルは，毎日 0 時に起動する連携サーバの日次バッチ処理で自動削除される。
・ログファイルに出力されるログ項目は，SSH 接続ごとに，“接続日時，会員名，コピーファイル数，コピー成功/失敗ステータス”である。

図4　情報連携の手順と連携サーバの運用

連携サーバは，研究部が管理する連携FWを経由してインターネットに接続されている。連携FWでは，会員から伝えられたグローバルIPアドレス及び研究部セグメントから連携サーバへのアクセスだけを許可している。

〔テレワークの検討〕

2月2日，首都圏を中心とする感染症の急激な流行に伴い，A社は本社に勤務する従業員に対して，2月16日から原則，テレワークとする方針を決定した。また，より多くの従業員がテレワークに移行できるよう，テレワークWGを立ち上げた。テレワークWGには，情報システム部など関係する部の担当者が参加し，インフラ増強やルール整備を検討する。A社では，公的機関が発行したテレワークセキュリティガイドラインを参考に，図5に示すテレワークセキュリティ規程を作成し，本社に適用した。

役割を次のとおり定める。複数の役割を兼務する場合もある。
経営者：組織のあるべき姿を検討し，テレワークセキュリティ全般を考え，必要なリソースを確保する。
システム管理者：情報システムへの不正アクセス，マルウェア感染などのインシデント発生時の対処のルールを定める。
テレワーク勤務者：定められたルールを遵守し，データを安全に扱う。

[詳細]
1. [a] は，テレワークの推進に必要な人材・資源を確保するために，必要な予算を割り当てる。
2. [b] は，情報セキュリティポリシに従い，セキュリティ維持に必要な技術的対策を講じるとともに，定期的に実施状況を点検する。
3. [c] は，社内システムに，強度の低いパスワードが用いられないように制限を掛ける。
4. [d] は，パスワードの使い回しを避け，12桁以上の長さで他人に推測されにくいものを設定する。
5. システム管理者は，暗号化された通信路をテレワーク勤務者に提供する。その際，電子政府における調達の際にも参照される [e] 暗号リストを参照し，暗号化には危殆(たい)化していない暗号アルゴリズムを採用するものとする。

図5　テレワークセキュリティ規程（抜粋）

〔ネットワーク構成の見直しの検討〕

テレワークWGでは，支社でもテレワークの準備が必要であるという意見が出た。しかし，支社でのテレワークに本社と同様の方式を採用すると，UTM の処理能力を超過することが予想された。そこで，テレワーク WG は，新たなネットワーク（以下，新 NW という）の導入を検討することにした。図 6 に新 NW の内容，図 7 に新 NW の構成を示す。

・各支社に，新たにインターネット接続回線を敷設し，拠点 FW 及び拠点 DMZ を新設する。拠点 DMZ 内に拠点 VPN サーバを新設する。
・テレワーク時，支社のテレワーク勤務者には，所属する支社の拠点 VPN サーバに接続させ，基幹システムや利用者 LAN にあるリソースにアクセスさせる。拠点 VPN サーバ接続時には，本社と同様に 2 要素認証を行う。
・テレワーク時のインターネットアクセスは，一度，拠点 VPN サーバにアクセスさせ，DC を経由させる。ただし，①B サービスへのアクセスだけ，拠点 VPN サーバから，DC を経由させずに支社に敷設したインターネット接続回線を経由させる。

図 6　新 NW の内容

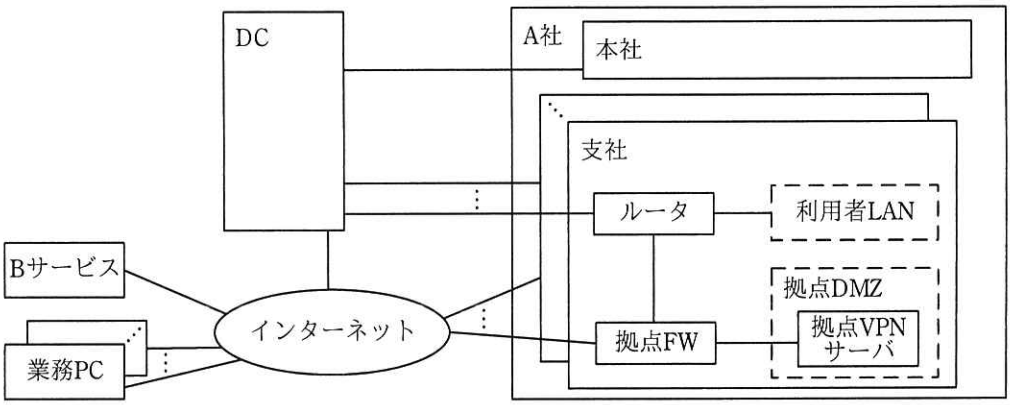

図 7　新 NW の構成

テレワーク WG は，新 NW の導入に先立ち，ある支社で新 NW をテストした。②その支社のテレワーク勤務者が，インターネットへはアクセスできたが，B サービスに接続できないというトラブルが発生した。B サービスの設定を変更することによってトラブルは解消でき，無事，テストが完了した。A 社は新 NW の導入を正式に決定し，6 月 15 日，各支社でもテレワークを開始した。

〔インシデントの発生〕

9月11日，情報システム部のシステム管理者であるCさんは，差出人が総務部のDさんと表記されたメールを受信した。メールの文面に違和感を覚えたCさんが，念のためDさんに電話で確認したところ，“そのようなメールは送信していない”という回答だった。Cさんは，すぐさまA社のCSIRTに報告した。報告を受けたCSIRT所属のEさんは，調査を行い，Dさんの証言やBサービスの利用履歴などからDさんのBサービスのアカウントが第三者に不正利用されている可能性が高いと判断した。Eさんは，情報システム部のCさんに，Dさんのアカウントの無効化措置を依頼した。その後，契約中のセキュリティベンダX社に所属する情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）のP氏の支援を受け，9月16日に図8に示す初期調査結果をまとめた。

[タイムライン]
- 4月1日：情報システム部が新NWのテストでのトラブル解消のために，Bサービスの設定を変更した。
- 7月9日：攻撃者が，何らかの方法で入手したDさんのアカウントを使って，インターネットからBサービスに不正ログインした。
- 7月14日：攻撃者は，Dさんのアカウントを使って研究部のFさん宛にマルウェアαを添付したメールを送信した。Fさんがそのメールの添付ファイルを開いた結果，Fさんの業務PCがマルウェアαに感染した。同日中に，攻撃者の遠隔操作によって同業務PCがマルウェアβにも感染した。
- 7月28日から9月11日：攻撃者はDさんのアカウントを使って，Cさんなど数名の従業員宛にマルウェアβを添付したメールを断続的に送信した。
- 9月11日：Cさんから報告を受け調査を開始した。

[攻撃者の活動の特徴]
- 攻撃者は，メールの送信間隔を空けたり，マルウェアの拡散速度を遅くしたりしていた。感染した業務PCからA社内の情報を不正に取得していた。
- 攻撃者は，メールの送信をDさんに知られないよう，マルウェアを添付したメールを送信済みボックスから全て削除していた。
- 一部の業務PCでは，全てのイベントログが消去された痕跡があった。全てのイベントログが消去された後，イベントログにイベントログの消去を示すログが記録されていた。
- 攻撃者がDさんのアカウントを使って送信したメールは，タイムラインに示したA社内宛のメールだけであり，社外宛のメールはなかった。

図8　初期調査結果（概要）

同日，X社からマルウェアの解析結果が報告された。マルウェアα及びマルウェアβのどちらにもA社を標的にしたと思われる識別文字列，A社固有のファイルパス，

並びに C&C サーバの IP アドレス及び FQDN のリストが埋め込まれていた。また，どちらも A 社が導入しているマルウェア対策ソフトでは検出されなかった。報告されたマルウェアの特徴を表 2 に示す。

表 2　マルウェアの特徴

名称	特徴
マルウェア α	PC 又はサーバが感染すると，C&C サーバと通信を確立し，攻撃者が遠隔操作できる状態になる。このとき，イベントログにマルウェア α の実行を示すログ（以下，α ログという）が記録される。
マルウェア β	次の(1)～(3)の機能をもつマルウェアである。PC 又はサーバが感染すると，いずれかの機能を，あらかじめ定められた確率でランダムに実行する。この実行は，1 週間の間隔を置いて繰り返され，遠隔操作機能の実行に成功すると，繰り返しの実行を停止する。 (1) 待機機能 何もしない。 (2) 横展開機能 感染した PC 又はサーバから到達可能なネットワーク内の機器をスキャンし，OS の脆弱(ぜい)性がある機器を発見すると，自身に感染させる。また，アクセス可能な共有フォルダを発見すると，細工された文書ファイルを生成し，その共有フォルダに置く。細工された文書ファイルを開いた機器はマルウェア β に感染する。 (3) 遠隔操作機能 当該 PC 又はサーバ内に保存されているクレデンシャル情報を収集する。C&C サーバと通信を確立し，収集した情報を C&C サーバに送信する。このとき，イベントログにマルウェア β の実行を示すログ（以下，β ログという）が記録される。以後，当該 PC 又はサーバの起動中は C&C サーバから攻撃者が遠隔操作できる状態を維持する。

A 社は重大なインシデントが発生したと判断し，社内規程に従い緊急対策本部（以下，対策本部という）を設置した。

〔インシデントへの対策の検討〕

このインシデントでは，D さんが B サービスに脆弱なパスワードを設定していたことに加えて，新 NW の導入に際しての B サービスの設定変更も攻撃が成功してしまった要因であることが分かった。

対策本部長（以下，本部長という）は，初期調査結果及びマルウェアの特徴をメンバと共有し，優先すべき対策を表 3 のように整理した。

表3　優先すべき対策（抜粋）

対策名	対策項目	暫定対策	恒久対策
対策1	C&C サーバへの通信の遮断	（省略）	（省略）
対策2	マルウェアα及びマルウェアβの駆除	（省略）	（省略）

次は，対策本部会議での，本部長，対策本部メンバの G さん及び P 氏の質疑である。

本部長：対策1については，どのように行うのか。

G さん：マルウェアαとマルウェアβには C&C サーバの IP アドレスと FQDN のリストが埋め込まれていました。その IP アドレス，及びその FQDN の DNS の正引き結果の IP アドレスの二つを併せた IP アドレスのリスト（以下，IP リストという）を手作業で作成しておき，IP リストに登録された IP アドレスへの通信を UTM で拒否します。

P 氏　：その対策だけでは，③攻撃者が行う設定変更によって，すぐにマルウェアαやマルウェアβの通信を遮断できなくなることが考えられます。④そこで，UTM での通信拒否に加えて，追加の暫定対策として，UTM の DNS シンクホール機能の有効化を推奨します。

本部長：では，両方の対策を実施しよう。次に，対策2については，どのように行うのか。

G さん：まず感染を確認するために，イベントログにαログ又はβログが存在するかどうかをチェックする確認ツールを作成してA社内に配布し，従業員に実行してもらいます。

P 氏　：イベントログに［　f　］が存在するかどうかもチェックする必要があると思います。さらに，確認ツールは暫定対策として有効ですが，全ての感染を確認できるわけではありません。⑤確認ツールを実行し，問題がないと判定された PC やサーバであっても，その後，別の PC やサーバに感染を拡大させることが考えられます。

本部長は，確認ツールとは別に，より高い精度でマルウェアα及びマルウェアβ

を検出し，駆除できるツール（以下，駆除ツールという）の開発を X 社に委託することにした。P 氏は，開発する駆除ツールは，ディジタルフォレンジックスの経験を有する技術者だけが扱うことができるツールになることを説明した。

P 氏は，対策本部会議の恒久対策に関する質疑の際に，将来的には連携サーバを DC の DMZ に移設し，連携 FW を廃止する検討をした方がよいとの意見を述べた。その理由として，⑥インターネットから連携サーバが攻撃を受けたときに，より迅速な対応が可能であることを挙げた。

その後の対策本部会議の質疑の中で，連携サーバ自体が感染していなくても連携サーバ経由で，会員にもマルウェアβの感染を拡大させている可能性が指摘された。本部長は，E さんに，早急に連携サーバ経由の感染状況を確認し，感染拡大を防止するよう指示した。

〔連携サーバ経由の感染状況の確認と感染拡大防止〕

E さんは，まず，連携サーバをネットワークから切り離し，ディスクイメージを保全した。また，化学コンの運営責任者を通して，化学コンの全会員に連携端末を一時的にネットワークから切り離してもらうように連絡し，全ての会員で対応が完了したことを即日確認した。9 月 17 日，E さんは連携サーバの担当者にヒアリングを実施した。ヒアリングの際に，連携サーバに存在するログファイルを担当者に確認してもらったところ，最も古いものは 7 月 19 日に生成されたものであることが分かった。E さんは，マルウェアβの感染を拡大させている可能性があることから，会員でも何らかの対処が必要であり，会員によっては PC やサーバで，駆除ツールを実行しなければいけないと考えた。また，駆除ツールが扱える技術者を多数確保することは難しいので，全ての会員に対して一斉に対処をすることはできないと判断し，次の対処方針を定めた。

・感染調査手順書を作成し，各会員の担当者に調査を依頼する。その調査結果から，会員をグループ A とグループ B に分ける。
　グループ A：感染の疑いが強く，より早期に対処が必要な会員
　グループ B：それ以外の会員
・グループ A の会員には，P 氏と駆除ツールが扱える技術者が連携端末設置場所に赴き，駆除ツールを用いて連携端末上のマルウェアβを駆除する。さらに，マルウ

ェア感染に伴う会員側の被害を確認し，その対処をA社が支援する。

・グループAの全会員での駆除が完了した後に，グループBの会員に対して同様の手順で駆除を含めた対応を行う。

〔感染調査手順書のレビュー〕

Eさんは感染調査手順書案を作成し，P氏にレビューを依頼した。表4は感染調査手順書案に記載した感染調査項目，図9はP氏からのレビュー回答である。

表4　感染調査項目

調査名	調査内容	調査結果	判定
調査1	連携端末の対象期間[1]中のイベントログに，αログ，βログ又は［　f　］が存在するかどうか。	存在する	グループA
		存在しない	グループB

注[1]　対象期間：7月19日～調査日当日

感染調査項目に関して次の見直しを行う必要がある。
指摘1：対象期間の開始日は，本来は，保存されている最も古いイベントログの日付にすべきだが，せめて連携サーバに細工されたファイルが置かれていた可能性のある最も早い日付である［　g　］にする必要がある。
指摘2：マルウェアβの特徴を踏まえると，会員内での感染の広がりも考慮する必要がある。本来は，会員の全てのPCを確認してもらうべきだが，せめて会員FWのログの確認は追加で依頼する必要がある。

図9　P氏からのレビュー回答

Eさんは P氏の指摘2に対する改善案として，表5に示す感染調査項目を追加し，調査2の調査結果が“記録あり”である場合もグループAと判定することにした。

表5　追加した感染調査項目

調査名	調査内容	調査結果	判定
調査2	対象期間中の会員FWのログに，次に該当する送信元から宛先への通信記録が存在するかどうか。 送信元：任意のIPアドレス 宛先：［　h　］	記録あり	グループA
		記録なし[1]	グループB

注[1]　会員FWでログが取得されていない場合や，一部ログが欠けている期間があっても，ログが存在する範囲で通信記録がない場合は記録なしとする。

Eさんは，再びP氏のレビューを受けた。次は，再レビュー時のP氏とEさんの会話である。

P氏　：今回の感染調査の目的は，感染の疑いが強い会員を見つけることなので，調査2の内容は良いと思います。提案なのですが，仮に今回の感染調査の結果，大多数の会員がグループAと判定された場合，グループ分けの意義が薄れてしまいます。グループAと判定された会員の中から，更に対処を優先する会員を絞ってはどうでしょうか。

Eさん：対処を優先する会員をどのように絞ればよいのでしょうか。

P氏　：⑦連携端末からほかのPCやサーバへの感染拡大が明らかな会員に絞るのであれば，調査2に使う通信記録から絞ることができると思います。グループAと判定された会員企業であっても，この通信記録がなかった会員は，⑧既に行っている対応から考えて，感染を拡大させるリスクは相対的に低いと考えることができます。

Eさんは P氏の指摘や助言に従い感染調査手順書を修正し，会員に送付した。七つの会員がグループ A と判定されたものの，どの会員にも深刻な被害は確認されなかった。A社はその後もインシデント対応を進め，社内の詳しい調査を経て，攻撃者の活動は初期調査結果どおりだったことも確認した。対策1と対策2の暫定対策と恒久対策を完了した A 社は，対策本部を解散し，再発防止に向けた新たな取組の検討に着手した。

設問1　〔テレワークの検討〕について，(1)，(2)に答えよ。

(1)　図 5 中の［ a ］～［ d ］に入れる適切な役割を解答群の中から選び，記号で答えよ。

解答群

ア　経営者　　イ　システム管理者　　ウ　テレワーク勤務者

(2)　図5中の［ e ］に入れる適切な字句を英字8字で答えよ。

設問2　〔ネットワーク構成の見直しの検討〕について，(1)，(2)に答えよ。

(1)　図 6 中の下線①のネットワーク構成を示す用語を，解答群の中から選び，

記号で答えよ。

解答群

ア　OpenFlow　　イ　Software-Defined Networking

ウ　ゼロトラストネットワーク　　エ　ローカルブレイクアウト

(2)　本文中の下線②について，トラブルを引き起こした原因を，35 字以内で具体的に述べよ。

設問３　〔インシデントへの対策の検討〕について，(1)～(5)に答えよ。

(1)　本文中の下線③について，どのような設定変更か。40 字以内で具体的に述べよ。

(2)　本文中の下線④について，DNS シンクホール機能を有効化した場合でも，UTM での通信拒否が必要な理由を，マルウェアの解析結果を踏まえて 40 字以内で具体的に述べよ。

(3)　本文及び表 4 中の［　f　］に入れる適切な字句を，20 字以内で答えよ。

(4)　本文中の下線⑤について，問題がないと判定されるのは，PC やサーバがマルウェア β に感染後，マルウェア β がどのような挙動をしていた場合か。25 字以内で具体的に述べよ。

(5)　本文中の下線⑥について，可能である理由を 45 字以内で具体的に述べよ。

設問４　〔感染調査手順書のレビュー〕について，(1)～(4)に答えよ。

(1)　図 9 中の［　g　］に入れる適切な日付を答えよ。

(2)　表 5 中の［　h　］に入れる適切な字句を 25 字以内で答えよ。

(3)　本文中の下線⑦について，どのような通信記録があった会員が該当するか。通信記録の内容を 30 字以内で具体的に述べよ。

(4)　本文中の下線⑧について，どのような対応か。30 字以内で述べよ。

〔 メ モ 用 紙 〕

〔 メ モ 用 紙 〕

6. 退室可能時間中に退室する場合は，手を挙げて監督員に合図し，答案用紙が回収されてから静かに退室してください。

退室可能時間	15:10 ～ 16:20

7. **問題に関する質問にはお答えできません。**文意どおり解釈してください。
8. 問題冊子の余白などは，適宜利用して構いません。ただし，問題冊子を切り離して利用することはできません。
9. 試験時間中，机上に置けるものは，次のものに限ります。

   なお，会場での貸出しは行っていません。

   受験票，黒鉛筆及びシャープペンシル（B 又は HB），鉛筆削り，消しゴム，定規，時計（時計型ウェアラブル端末は除く。アラームなど時計以外の機能は使用不可），ハンカチ，ポケットティッシュ，目薬，マスク

   これら以外は机上に置けません。使用もできません。
10. 試験終了後，この問題冊子は持ち帰ることができます。
11. 答案用紙は，いかなる場合でも提出してください。回収時に提出しない場合は，採点されません。
12. 試験時間中にトイレへ行きたくなったり，気分が悪くなったりした場合は，手を挙げて監督員に合図してください。